

平成30年8月

## 刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

## □ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



&lt;平成30年中に発生した労働災害の発生件数&gt;

(7月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年 増減数	業種	今月件数	累計	対前年 増減数
製造業計	18	83	-11 -2	建設業計	2	12	-6 -2
食料品	1	12	-12	土木		4	+3
繊維		2	-1	建築	2	6	-8 -2
木材・木製品		1	0	その他		2	-1
製紙・印刷		1	-2	交通・運輸業	4	38	+3
化学	1	7	-4 -1	陸上貨物業		1	-2
窯業・土石	1	4	-3	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	2	8	+2 -1	商業	8	32	-5
金属製品	4	17	+4	接客・娯楽業	2	11	-2
一般機械	3	6	+2	清掃業	2	17	+7
電気機械	2	2	0				
輸送用機械	3	19	+3	上記以外	7	31	+5
その他製造	1	4	0	合計	43	225	-11 -4

※ 本統計は、平成30年7月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ( )内は死亡者数を内数で表しています。

## コメント

7月は、名古屋市で17日間猛暑日を記録するなど、地球温暖化の影響による異常気象となりました。8月も暑い日が続き、管内の各事業場から当署へも熱中症になったとの報告もいただいているところです。各事業場においては、対策は講じていただいておりますが、それら対策に合わせ、各労働者の健康状態もよく観察していただき、熱中症による体調変化にすぐ気付くようお願いいたします。

7月末までの休業4日以上の労働災害の発生状況は、上記の資料のとおりでした。先月、今月と続いて労働災害の累計が対前年比で-11件であり、このまま対前年比でマイナス傾向が続くように事業場内での安全管理をお願いします。

さらに、今年度は死亡災害が発生していませんので、今後重篤な災害が発生しないように刈谷労働基準監督署でも安全指導をすすめますので、ご協力をお願いします。

## □ 今日のトピックス

## ☆ STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施中

上記のコメント欄にも記載しましたが、今年は、猛暑が続いており、近年になく十分な熱中症の対策が求められています。刈谷署管内では、昨年度、熱中症による死亡災害が発生しており、また今年も労働者が熱中症で救急搬送されたとの報告をいただいていることから、各事業場でも十分な対策が求められます。WBGT値(暑さ指数)を算出し、WBGT基準値を超えたり、超えるおそれがある場合には、熱中症予防対策を万全にし、熱中症の発生リスク低減に努めて下さい。

## ☆ 全国労働衛生週間準備期間が9月1日から始まります。

厚生労働省では、今年も9月1日から30日までを全国労働衛生週間準備期間、10月1日から7日までを全国労働衛生週間として実施します。今年のスローガンは、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」です。各事業場におかれましては、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援、さらに化学物質対策、リスクアセスメントの確実な実施等について、取り組みをお願いします。

また、刈谷労働基準監督署では、9月3日(月)(安城)、4日(火)(刈谷)、5日(水)(碧南)に、刈谷労働基準協会と共催で全国労働衛生週間説明会を実施する予定です。是非ご参加をお願いします。

(裏面あり)

# 働き方改革関連法改正のお知らせ

2019年4月1日より、長時間労働を無くし、年次有給休暇の取得をしやすくすることで、個々の生活事情にあった多様なワークライフバランスの実現を目指し、働き過ぎを防いで健康を守る措置を講じた上で、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくる目的での法改正がされます。

施行期日は、大半が2019年4月1日となっていますが、中小企業における残業時間の上限規制は2020年4月1日となるなど、施行内容により異なっているので、施行時期について、確認したい場合、刈谷労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

## ★ 法改正の内容

- ① 残業時間の上限規制 → 残業時間の上限が定められ、それ以上の残業が出来なくなります。
- ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 → 労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保するため、勤務終了後、次の勤務までの間に休息時間を確保する仕組みの導入を企業の努力義務とします。
- ③ 年5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけ → 労働者の希望を踏まえて時季を指定して年間5日を取得させることが義務となります。
- ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ → 月60時間以上の残業の割増賃金率が、大企業、中小企業に関係なく、5割増以上となります。
- ⑤ 客観的な労働時間の把握を企業に義務づけ → 健康管理の観点から、(管理監督者等も含めて)全ての労働者の労働時間を客観的な方法により把握するように義務づけられます。
- ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 → 労働時間の精算期間が、1か月から3か月となります。
- ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 → 高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている労働者について、健康確保措置や企業内手続きを経て、労働時間等の適用を除外することが出来ます。本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢の一つとなります。
- ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 → 労働者の健康確保のため、産業医の役割を充実させます。

働き方改革



## その他のお知らせ



### ✔ 『働き方改革』推進宣言事業所募集中

刈谷商工会議所では、愛知労働局が推進するAICHI WISH事業の趣旨に賛同する事業場に対し、「働き方改革」推進宣言事業所として認定し、刈谷労働基準監督署長、刈谷公共職業安定所長、刈谷商工会議所会頭連名の認定プレート(有料)を贈呈する取り組みを行っています。

問合せ先は、刈谷商工会議所(TEL 0566-21-0370)となっておりますので、ご確認下さい。

### ✔ 安全衛生健康教育のススメ講習会

刈谷商工会議所、刈谷労働基準協会等が主催し、刈谷労働基準監督署が後援する見出しの講習会が9月21日(金)に、刈谷商工会議所で開催されます。当署署長の挨拶のほか、講師に刈谷地域の企業に対して安全衛生教育などを行っている(株)安全ネットワーク代表の前川氏を迎えて、安全快適な職場づくりのポイントを事例を交えて講義していただく予定です。

問合せ先は、刈谷商工会議所(TEL 0566-21-0370)となっておりますので、ご確認下さい。